

# 姫路市上下水道局検針票裏面広告の掲載に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市上下水道局が発行する検針票裏面への有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 広告の掲載は、当該広告の内容が次の各号に掲げる事項に該当しない場合に限り行うことができる。

- (1) 政治に関する内容のもの
- (2) 宗教に関する内容のもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる風俗営業に関する内容のもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に掲げる貸金業に関する内容のもの
- (5) 選挙に関する内容のもの
- (6) 自然人の名刺広告
- (7) 社会問題についての意見広告を内容とするもの
- (8) 公序良俗に反する内容のもの
- (9) 公衆に対して不快の念を与える内容のもの
- (10) 前各号に定めるものの他、広告を掲載することが適当でないと上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたもの

(広告掲載期間)

第3条 広告掲載期間は、原則2月とする。但し、事前の申出により2月を単位としてこれを延長することができる。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、別紙「姫路市上下水道局検針票裏面広告の掲載に関する規格」において定める。

(広告掲載の募集)

第5条 管理者は、次のいずれか又は複数の方法により広告掲載の募集をすることができる。

- (1) 上下水道局（以下「局」という。）が管理するホームページ
- (2) 局（営業関連業務包括委託の受託事業者を含む）が発行する検針票
- (3) 局が発行する情報誌
- (4) その他広告掲載の募集に相当する方法

2 管理者は、広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）が募集枠に満たないときは、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込)

第6条 掲載希望者は、別に定める指定期日までに姫路市上下水道局検針票裏面広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）及び広告の見本を提出して、広告掲載の申込を行うものとする。広告の見本については、電子データ及び書面で提出するものとする。

2 前項の規定は、過去に掲載した広告を再度掲載希望する場合にも適用する。

(広告掲載候補者の決定)

第7条 管理者は、掲載希望者から前条に基づく広告掲載の申込があった場合、第2条を満たすもの  
のうち広告料金の希望額が最も高い者を広告掲載候補者（以下「候補者」という。）とし、姫路市上  
下水道局検針票裏面広告掲載候補者決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。なお、  
最も高い広告料金の希望額が2者以上から提示された場合は、管理者がくじにより候補者を選定す  
るものとする。

2 広告料金の最低価格は、2月あたり5万円（税込）とする。

（広告料金の納付及び還付）

第8条 候補者は、契約締結後、管理者が指定する期日までに広告料金を納めるものとする。

2 既納の広告料金は、還付しない。ただし、広告主（前項の広告料金を納めた候補者をいう。）の責  
めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、この限りではない。

（広告主の責務）

第9条 広告主は掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決  
しなければならない。

3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

4 広告主は、姫路市広告掲載基準に規定する事項を遵守し、広告原稿を作成しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。